

事業主 殿

(一社)上小労働基準協会
会長 金子元昭

令和5年度(下期)の特殊健康診断の実施について

平素から、当協会の業務運営につきましては、格別のご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断のご案内をさせていただきます。

つきましては、受診希望される事業場におかれましては、下記事項ご参照の上、4頁の「特殊健康診断申込書」により、11月末日までにお申し込み下さい。

なお、令和2年7月施行「特殊健康診断の項目見直し」及び令和3年4月施行「金属アーク溶接作業について特定化学物質（溶接ヒューム）の追加」がございました。つきましては、健診料金の変更及び追加がございますので2頁の一覧表をご確認頂きますようお願い申し上げます。

記

1 健診実施時期

令和6年1月下旬から2月下旬の予定（土・日曜日は除く、左記期間以外も相談に応じます）

2 健診実施機関

（一財）全日本労働福祉協会長野県支部により実施します。

3 健診料金及び支払い

健診料金は、2頁の「特殊健康診断料金表」のとおりです。

4 健診の方法

事業場の申込人員・健診の場所等により、個々の事業場、または最寄りの事業場に集合していただき実施しますので予めご了承下さい。

5 健診の申し込み

4頁の申込書に所要事項を記入のうえ、11月末日(期日厳守)までに(一社)上小労働基準協会に申し込んで下さい。

なお、有機溶剤の健診については、使用している「有機溶剤の種類」により検査内容が異なりますので、3頁の「参考資料」で溶剤別に対象人員を正確に把握し、それぞれわけて記入して下さい。

また、粉じんの健診につきましても、過去の健診結果から、じん肺の管理区分が「じん肺の所見がない者」、「管理2」に既に診断されている者などに区分して該当人員を記載して下さい。

この場合、管理2の該当者については、肺機能検査も同時に行われますので、ご了承下さい。

6 産業医との連携

産業医選任事業場は、産業医と密接な連携のもとに漏れのないようお願いします。

7 申し込み後の変更

申し込み後において、人員及び場所等変更がありましたら、速やかにご連絡をお願いします。

8 申し込み締切期日後に申し込まれた場合は、ご希望に添えないこともありますのでご承知下さい。

9 個人情報の保護

実施機関である（一財）全日本労働福祉協会 長野県支部においては、知りえたデータ等について、個人情報保護法に基づいて適切に管理し、健康診断の目的以外には使用いたしません。

特殊健康診断料金表

(一財)全日本労働福祉協会長野県支部

長野市大豆島中之島3223番地

電話(026)222-5111(代)

I 法令に基づく特殊健康診断

記号	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
A	電離放射線	2,970 ^円	6ヶ月毎
B	有機溶剤 基本料金 1成分当り検査料	2,750 330~3,300	6ヶ月毎
C	じん肺	3,850	1年毎 3年毎
D	鉛及びその合金化合物	8,800	6ヶ月毎 1年毎
E	四アルキル鉛	8,580	3ヶ月毎
G	高気圧	5,610	3ヶ月毎
H	石綿	3,850	6ヶ月毎

F 特定化学物質等障害予防規則に基づく特殊健康診断(抜粋)

コード	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
104	オルトトリジン及びその塩	2,640 ^円	6 ヶ 月 毎 に 1 回
201	◎アクリルアミド	2,640	
206	●塩化ビニル	※4,620	
207	◎塩素	2,640	
210	◎カドミウムまたはその化合物	12,320	
211	●クロム酸及びその塩(重クロム酸含む)	※2,640	
214	●コールタール	※2,640	
216	◎シアン化カリウム	2,640	
218	◎シアン化ナトリウム	2,640	
219	●3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン	2,640	
222	◎水銀またはその無機化合物	2,640	
228	◎弗化水素	1,430	
230	●ベンゼン	3,190	
233	◎マンガンまたはその化合物	2,860	
235	◎硫化水素	2,640	
237	●ニッケル化合物	2,640	
238	●砒素またはその化合物	2,640	
241	●インジウム化合物	※16,500	

コード	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
242	●エチルベンゼン	5,500 ^円	6 ヶ 月 毎 に 1 回
243	●コバルトまたはその無機化合物	2,640	
245	クロロホルム	3,960	
246	四塩化炭素	3,960	
248	1,2-ジクロロエタン	3,960	
249	●ジクロロメタン	5,060	
251	スチレン	10,890	
253	テトラクロロエチレン	7,480	
254	トリクロロエチレン	7,260	
255	メチルイソブチルケトン	2,640	
256	●ナフタレン	2,640	
257	●リフラクトリーセラミックファイバー	3,850	
258	●オルトトルイジン	2,640	
259	●三酸化ニアンチモン	2,640	
260	◎溶接ヒューム	2,860	

II 指導勧奨による特殊健康診断(抜粋)

記号	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数		
1	紫外線・赤外線	1,980 ^円	6 ヶ 月 毎 に 1 回		
2	騒音	2,200			
5	有機燐剤	2,860			
6	亜硫酸ガス	1,430			
15	超音波溶着機	2,200			
17	チェンソー	7,700			
18	チェンソー以外の振動工具 (さく岩機・チップングハンマー・スインググラインダー等)	7,700			
19	腰痛	5,500			
21	情報機器作業	配置前		4,950	配置前
		定期		3,850	1年毎
22	レーザー(眼底を除く)	2,200	配置前		

- (注) i) ●印の特定化学物質は、過去にその業務に従事した場合には、在職中30年間は健康診断が義務付けられています。
 ii) 有機溶剤、鉛、◎印の特定化学物質は、以下の要件を満たす場合、健康診断の実施頻度を1年毎に1回に緩和できます。
 ① 労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。
 ② 直近3回の健康診断において、労働者に新たな異常所見がないこと。
 ③ 直近の健康診断日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。
 iii) 第二次健康診断及び医師が必要と認めた追加検査は別途実費を申し受けます。
 iv) 弗化水素、亜硫酸ガス、塩素等は歯科医師による歯の検査を受けて下さい。
 v) ※印料金は胸部エックス線直接撮影を必要とする場合2,000円を加算させていただきます。
 vi) 上記に記載されていない有害物については、ご相談願います。

参考資料

新有機溶剤の物質の別名及び取扱作業について一覧表

グループ別	物 質 名		取 扱 作 業 等	
	有機溶剤の種類	別 名(略名)	作業名	そ の 他
Aグループ	キシレン	☆キシロール ジメチルベンゼン O-キシレン M-キシレン ☆P-キシレン	★塗装 ★塗布 ★印刷 ★接着 ★洗浄	シンナーの混合成分として含む場合が多く、単体は少ない。シンナーは普通、ラッカーシンナー、クリアラッカーシンナー、合成樹脂用シンナーのように、○○○シンナーと呼ばれます。
	トルエン	☆トルオール メチルベンゼン		
	1.1.1-トリクロロエタン	☆クロロセン ☆トリエタン エターナ アサヒトライセン 1.1.1-三塩化エタン メチルクロロホルム	★洗浄 ★払拭	電気部品、鋼材等の脱脂に使用。鍍金の部品洗浄に使用。単体として使用する場合が多い。
	ノルマルヘキサン	N-ヘキサン	★接着 洗浄 先芯	主に靴の接着に使用。 (トルエンと併用の場合が多い)
Bグループ	N,N-ジメチルホルムアミド	ジメチルホルムアミド DMF	払拭	紡糸溶剤 靴の処理溶剤
Cグループ	二硫化炭素	硫炭	分析	試薬、溶剤
Dグループ	エチレングリコール モノエチルエーテル	☆セロソルブ ☆エチルセロソルブ	★シルク印刷 塗装 (注) Dグループは物質名にグリコール又はセロソルブがついています。	シルク印刷用シンナーに殆ど含有。 塗装用シンナーに含有する場合あり。
	エチレングリコール モノエチルアセテート	☆セロソルブアセテート		
	エチレングリコール モノブチルエーテル	☆ブチルセロソルブ		
	エチレングリコール モノメチルエーテル	☆メチルセロソルブ		
Eグループ	オルト-ジクロロベンゼン	O-ジクロロベンゼン		
	クレゾール	O,M,P-クレゾール	殺菌剤	
	クロロベンゼン	モノクロロベンゼン	接着剤	
	1.2ジクロロエチレン	二塩化アセチレン		
Fグループ	A～E以外の有機溶剤としては アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、テトラヒドロフラン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン		★塗装 ★印刷 ★接着 ★洗浄 ★塗布	混合溶剤(シンナー)の成分として含まれる場合が多い。(トルエン、キシレンと同時に) 単体としては洗浄に使用。

(注1) 物質名の☆印は頻繁に使う別名です。又O-、M-、P-はオルト、メタ、パラと呼ばれます。

(注2) 作業名の★印は特に多い作業です。

特殊健康診断申込書 [下期]

令和 年 月 日

〒386-0025 上田市天神 2-4-55
 (一社)上小労働基準協会 殿
 (TEL 0268-23-2500)
 (FAX 0268-23-2507)

事業場所在地	〒
事業場名	
TEL	() -
FAX	() -
担当者名	

健診の種類	有害要因・物質・種類	人員	有害要因・物質・種類	人員
有機溶剤 (使用溶剤名) (3頁参照)	キシレン		トルエン	
	クレゾール		アセトン	
じん肺 (管理区分)	粉じん作業従事者 じん肺の所見が無い者		じん肺管理2の者	
上 記 以 外	有害要因・物質・種類	人員	有害要因・物質・種類	人員
	電離放射線		マンガンまたはその化合物	
	鉛及びその合金化合物		クロム酸及びその塩(重クロム酸含む)	
	エチルベンゼン		ニッケル化合物	
	M I B K		情報機器作業 配置前	
	ジクロロメタン		情報機器作業 定期	
	スチレン		溶接ヒューム	
	シアン化カリウム・水素・ナトリウム			
	紫外線・赤外線			
	騒音			
弗化水素				

- 健診の種類等は、2頁の『特殊健康診断料金表』によりご記入下さい。
- 有機溶剤については、缶等容器に記載されている溶剤名(トルエン・キシレン等)を確認してご記入下さい。
- 代謝物検査での採尿については、検査日の曜日・時間等により後日または後刻にさせていただく場合がありますので、健診当日健診員と打ち合わせて下さい。
- 上表に印字されていない物質等は、空欄にご記入下さい。